

一般会計補正予算 修正案可決！

12月定例会に提出された平成21年度一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出にそれぞれ2億7,463万2千円を追加し、予算総額を73億8,103万5千円とするものです。この内、町ホームページ更改委託費500万円の増額補正については、かけ込み的な補正でやるべきではないとの修正案が出され、賛成多数で可決しました。



審議の焦点

町ホームページは、町民の利便性を高めると同時に、産業の活性化、観光面でのPRと時代に合った町内外への情報発信手段として大きな役割を担っています。このホームページをより見やすくアピール性の高いものに改修することとは、これまでも課題となっていました。

本議会では、早急に改修し町民サービスの向上・観光面での誘客につなげたいとの提案に対し、改修の必要性は認めるが時間をかけて良いものを作るべき、方針決定に拙速すぎるなどの意見が相次ぎ、今補正では見送ることとなりました。

なお、その他の補正（小規模多機能施設の新築2億3,656万1千円、防災行政無線工事関係642万6千円等）については、原案ごおり可決しました。

— 請願・陳情 審査結果 —

- 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について 国への意見書を求める陳情 〈全員一致で採択〉
- 30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する陳情 〈全員一致で採択〉
- 長野県独自の「30人規模学級」の中学校への拡大を求める意見書提出に関する陳情 〈全員一致で採択〉
- 核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情 〈全員一致で採択〉

11月 臨時会

審議した 主な議案

11月30日に開かれた臨時会では、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の他2案件、平成21年度一般会計補正予算の4議案を審議し、原案ごおり可決しました。

〈条例例〉

○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告による給与改定に伴い、常勤の特別職及び議員の期末手当を国に準拠し、0・25月減額とするものです。また、町長の給与を現任期中において30%減額するものです。

○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事院勧告に伴う一般職の給与・手当等の改定で、俸給月額平均0・2%、期末・勤勉手当0・35月の減額等が主な内容です。

○一般会計補正予算（第5号）

歳入歳出それぞれ1億9,559万5千円を追加し、予算総額を71億640万3千円とするもので、主な内容は富士見町土地開発公社支援事業2億103万3千円増額、新型インフルエンザ接種費用軽減事業1,073万2千円増額等です。